

## ●香川県公安委員会告示第2号

香川県公安委員会行政処分公表規程を次のように定める。

平成25年4月12日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会行政処分公表規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う警備業法（昭和47年法律第117号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定に基づく行政処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に限る。以下単に「処分」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる処分)

第2条 公表の対象となる処分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警備業法（以下この号において「法」という。）に基づく処分のうち、次のいずれかに該当するもの
  - ア 法第8条の規定による認定の取消し
  - イ 法第48条の規定による指示（当該指示を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示を受け、又は過去5年以内に法の規定に基づく処分（指示を除く。）を受けた被処分者に対するものに限る。）
  - ウ 法第49条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止命令
  - エ 法第49条第2項の規定による営業の廃止命令
- (2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）に基づく処分のうち、次のいずれかに該当するもの
  - ア 法第14条の規定による指示（当該指示を受けた日から過去3年以内に同条の規定による指示を受け、又は過去5年以内に法の規定に基づく処分（指示を除く。）を受けた被処分者に対するものに限る。）
  - イ 法第15条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止命令
  - ウ 法第15条第2項の規定による営業の廃止命令
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）に基づく処分のうち、次のいずれかに該当するもの

の

ア 法第7条第1項の規定による認定の取消し

イ 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示

ウ 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の全部又は一部の停止命令

エ 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令

(公表の方法)

第3条 公安委員会が前条第1号若しくは第2号の公表の対象となる処分を行った場合又は公安委員会が他の都道府県公安委員会が行った同条第1号ウ若しくは第2号イの処分（主たる営業所の所在地が県内にある被処分者に対するものに限る。）について通知を受けた場合は、次に掲げる事項を、別記様式第1号により、香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーでの閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 被処分者の認定証番号又は届出証明書番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った都道府県公安委員会

2 公安委員会が前条第3号の公表の対象となる処分を行った場合は、次に掲げる事項を、別記様式第2号により、香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーでの閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 被処分者の認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容

(6) 処分理由及び根拠法令

(7) 処分を行った公安委員会

3 前項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は同法第23条第2項の規定による要請に際し、香川運輸支局長から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合その他公安委員会が当該処分の公表が適切でないと認める場合は、公表しないものとする。

(公表の期間)

第4条 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算するものとし、次の各号に掲げる処分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第2条第1号及び第2号に規定する処分 3年間

(2) 第2条第3号に規定する処分 2年間

(他の都道府県公安委員会に対する通知)

第5条 公安委員会が第2条第1号ウ又は第2号イの処分を行った場合で、被処分者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該処分の内容を通知するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月12日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の 名称及び所在地	
処 分 年 月 日		
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種類を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

被 処 分 者	認 定 証 番 号	
	自動車運転代行業者の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が 所 在 す る 市 町	
処 分 年 月 日		
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。